

令和6年

4月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



ぽかぽか陽気に咲いた菜の花

令和6年4月の税務と提出期限

- ① 令和6年4月10日・・・令和6年3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和6年4月30日・・・令和6年2月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 令和6年4月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- ④ 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日迄・・・固定資産課税台帳の縦覧期間

今月の気になった新聞記事

- 1) **不服審判所 納税者9割負け**・・・税務署の処分が不服がある場合、再調査を請求するか、あるいは国税不服審判所の審査を受けて処分内容の変更を求める。2022年度では、主張が一部認められたのが、7.1%で全部認められたのが2.3%で9割超が取り下げ、却下、棄却のいずれかで、処分の見直しを勝ち取るのには容易ではない。
- 2) **土地の境界確定を早く**・・・国土交通省は3月13日、土地の境界や面積を確定する「地籍調査」の迅速化に向けた報告書案をまとめた。所有者に調査の協力を求めても反応がない場合、一定の手続きを経て確認したとみなす仕組みを2024年度中にも整える。再開発や自然災害の復旧事業での土地取得を円滑にするのが理由。

いまさら聞けない交際費の損金算入

1.仕事の相手先との食事代、そもそも会社の経費で落とせるの？

経理担当となったパート従業員Sさんからのご質問です。

「ご飯代は、自分が食べるのだから自分で払うのが基本でしょ。会社が払う意味なんてあるの？」

割り勘が当たり前の世界で生きていて、ご馳走に縁がない従業員のSさんにはどうも不可解なようです。

「そうですね。その疑問ごもっともです！」では、外国の例をみてみましょう。(財務省 HP 資料から)

アメリカ	50%損金不算入	ドイツ	30%を損金不算入
イギリス	全額を損金不算入	フランス	全額を損金不算入

2. 交際費の周辺科目のおさらい

- 「交際費」とは、得意先、仕入れ先等仕事に直接・間接の関係者に 接待・供応・慰安・贈答のために支出した費用です。
- 「福利厚生費」とは、大多数の従業員のための運動会・旅行費用ですが、一部の従業員だけのものと、社内交際費として「交際費」として処理してください。
- 「飲食費」とは主に食事代が参加者一人当たり5千円以下で一定の書類の添付が必要となります。
- 「広告宣伝費」とは、カレンダー、手帳、年賀タオル等で会社の名前が印刷してあるもの。
- 「会議費」とは、会議に関連して、茶菓、弁当その他一定の飲料で会議書類の添付が必要です。

3. 税務調査の際にチェックされるのは

- ①、交際費に該当する科目を他に付け替えてないか？
- ②、交際費以外の科目で、実際には交際費に該当するものが混入していないか？
- ③、保存書類がきちんとあるのか？



4. 間違えやすいのは、交際費で処理しているが、交際費ではない科目

- 役員給与・賞与・・・役員未精算仮払金・渡切交際費
- 寄附金・・・神社の祭礼・政治団体に対する仕事に関係のない支出費用
- 相手先不明の金銭・・・使途不明金

5. 中小法人に係る損金算入の特例の適用期限の延長

適用年度終了の日における資本金の額又は出資額が1億円である普通法人又は一定の法人（中小法人という）については、定額控除限度額（年800万円）の支出交際費等の額は、その全額が損金の額とすることができる。適用期限が3年延長され令和9年3月31日迄となった。

6. 令和6年度税制改正

飲食等に要する費用であっても、1人あたり1万円（改正前：5千円）の費用は、支出交際費等の額に該当しない費用として取り扱われます。適用期限は、令和9年3月31日迄。

さまざまな税/所得・資産等・消費に対する税は 40 種類以上

所得課税

国税

- 所得税 ●法人税 ●地方法人税
- 地方法人特別税 ●特別法人事業税
- 森林環境税（令和6年度～）
- 復興特別所得税

地方税

- 住民税 ●事業税

資産課税等

国税

- 相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税

地方税

- 不動産取得税 ●固定資産税
- 特別土地保有税 ●法定外普通税
- 事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税
- 共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税
- 法定外目的税

消費課税

国税

- 消費税 ●酒税
- たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税
- 地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税
- 石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税
- 国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税

地方税

- 地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税
- 軽油引取税 ●自動車税（環境性能割・種別割）
- 軽自動車税（環境性能割・種別割）
- 鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 同族会社によくある会社のお金の貸し借り

会社が役員や従業員に貸し付ける場合は、法令で定められた利息を設定して返済してもらわないと給与として課税されることになる。会社が他から借り入れて貸し付けた場合はその利息、2022年以降は、それ以外は0.9%にする。

2) 社員のフリーランス化で脱税？気を付けよう偽装請負リスク

実質的には雇用でありながら、業務委託に見せかける「偽装請負」が後をたたない。その背景には近年行われているパートタイマーなどへの社会保険の適用拡大があるようだ。社会保険料の負担増を避けたい会社が、従業員であるパートをフリーランスとして、社会保険料と消費税の脱税を行うようだ。

3) 自動車を廃車するときは、自動車税還付を忘れずに請求！

都道府県税である自動車税は、毎年4月1日時点で車を所有している人が12月前払いしている。だから廃車にすればその翌月から計算した払いすぎた分が還付される。還付金が発生するのは、通常自動車販売店などで廃車手続きを行う際抹消登録したとき。手続きを代行してくれる販売店もあるので確認してみよう。軽自動車は還付なし。